

事務事業評価シート

評価実施年度：平成30年度

上位の施策名称 施策3
財政健全化に向けた改革の推進

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長

管財課長 松本 誠司

電話番号

22-5041

事務事業の名称	県有施設長寿命化推進事業	
目的	(1) 対象	県が所有する建築物及び付属設備の修繕
	(2) 意図	建物を長寿命化するとともに修繕費用の平準化、維持更新費用の縮減を図る。
事業概要	(1) 知事部局及び警察本部の修繕予算を集約し、管財課で一元的に修繕事業を予算化及び執行管理 (2) 修繕の実施にあたっては、各施設の劣化度調査を行い、長寿命化に必要な修繕のリストアップとその優先度合いを判定（優先度判定） (3) 優先度判定を基に維持保全計画（5年間の修繕計画）を作成し、これに基づき計画的に修繕を実施（計画修繕） (4) 平成29年度に教育委員会及び県立大学（一部のキャンパス）の修繕も当事業に追加。 (5) 平成30年度からは、職員宿舎（知事部局）の修繕も当事業に加える。	

2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
1	指標名 劣化度調査により優先度判定をした施設数 (目標値は累計とする。)	目標値		400.0	450.0	500.0	550.0	施設
		取組目標値						
	式・定義 優先度判定をした施設数	実績値	357.0	412.0	421.0			
		達成率	-	103.0	93.6	-	-	%
2	指標名	目標値						
		取組目標値						
	式・定義	実績値						
		達成率	-	-	-	-	-	%

3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費(b) (千円)	4,164,619	3,022,421
うち一般財源 (千円)	2,345,964	1,411,621

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した（実施予定、一部実施含む）
---------------------	------------------------

5. 評価時点での現状（客観的事実・データなどに基づいた現状）

- ・本事業は、平成27年度から知事部局を対象に実施、平成28年度から警察本部、平成29年度から県立学校及び県立大学の一部（松江キャンパス）、今年度から職員宿舎（知事部局）を追加した。
- ・維持保全計画の概算修繕費（施設長寿命化に必要な費用）
 知事部局：平成27年度から平成31年度までの5年間計 10,088,749千円
 警察本部：平成28年度から平成31年度までの4年間計 433,703千円
 教育委員会：平成29年度から平成31年度までの3年間計 2,568,001千円
 県立大学：平成29年度から平成31年度までの3年間計 991,951千円
 職員宿舎：平成30年度から平成31年度までの2年間計 414,000千円

6. 成果があったこと（改善されたこと）

- ・全庁施設の修繕予算を一元的に執行管理することで、緊急性や施設状況に応じた弾力的な修繕対応ができるようになった。
- ・複数施設の修繕を一括して発注することが可能となり、修繕コストの縮減や執行の効率化に繋がっている。

7. まだ残っている課題（現状の何をどのように変更する必要があるのか）

①困っている「状況」

本事業は、計画的に予防保全を行うことにより施設を長寿命化し、更新費用を縮減すると共に修繕コストの平準化を目指すものである。しかし、十分な保全がなされていない施設では、事後対応的な修繕が多く、事業の効果が十分に発揮できていない。

②困っている状況が発生している「原因」

本庁舎や合同庁舎等の事務所施設等では、施設管理一元化により、専門技術者が日常的に点検を行うなど適切に施設保全が実施され、この結果、予防保全が図れている。しかし、指定管理施設、所属で直接管理する施設及び県立学校では、専門技術者が不在の施設が多く、恒常的に点検を行う体制やシステムも整っていないため、事後的な保全対応となるものである。

③原因を解消するための「課題」

確実な予防保全を図るには、適切に維持保全を行う必要がある。このために、専門的な知識に基づいた日常点検等を行えるスキームの構築と長寿命化に向けて適切な修繕選択を行える体制づくりが必要である。

8. 今後の方向性（課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方）

- ・専門技術者による適切な施設保全を行うため、県立学校（高校・特別支援学校）において、施設管理一元化の導入を進める。この導入に向けての課題や問題点を把握するため、平成29年度3校をモデルに施設管理一元化を試行し、今年度も平成29年度とは異なる3校の学校で試行することとしている。
- ・指定管理施設等の一元的に施設管理を行うのが困難な施設では、施設管理職員を対象に技術的な研修を行い、その知識向上を図る。また、指定管理者の選定にあたっての施設管理に関する要求事項の拡充について、関係部局と協議を行う。